

鹿 児 島 県 公 報

平成21年 3 月 31 日（火）第2483号の 3



鹿児島県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定例発行日（毎週火、金）
定価 送料共1箇月2,650円

目 次

（※については例規集登載事項）

ページ

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 政治団体の名称等の公表（選挙管理委員会取扱い） 1

人 事 委 員 会 規 則

- 委託等地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（※）
（職員課取扱い） 4

- 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則及び公益的法人
等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則（※）（職員課取扱い） 4

監 査 委 員 告 示

- 鹿児島県監査委員事務局規程の一部を改正する規程（※）（監査委員事務局取扱い） 5

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示（生活環境課取扱い） 5

鹿 児 島 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 指 示

- 爆弾つりの禁止、アミのまき餌の禁止及びアミ餌の使用の禁止に関する指示
（鹿児島海区漁業調整委員会取扱い） 6
○マダイの採捕に関する指示（鹿児島海区漁業調整委員会取扱い） 6
○ヒラメの採捕に関する指示（鹿児島海区漁業調整委員会取扱い） 6

内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会 指 示

- コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための指示（内水面漁場管理委員会取扱い） 7

内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会 告 示

- コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための指示に基づく水域の指定
（内水面漁場管理委員会取扱い） 7

県 立 病 院 局 企 業 管 理 規 程

- 県立病院局組織規程の一部を改正する規程（※）（県立病院課取扱い） 7
○鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（※）
（県立病院課取扱い） 8
○鹿児島県立病院事業職員の給与の特例に関する規程の一部を改正する規程（※）
（県立病院課取扱い） 9

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

鹿児島県選挙管理委員会告示第15号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による設立の届出があった政治団体、同法第7条第1項の規定による異動の届出があった政治団体、同法第17条第1項の規定による解散の届出があった政治団体、同法第19条第2項の規定による資金管理団体の指定の届出があった政治団体及び同法第19条第3項の規定による資金管理団体の異動又は指定の取消しの届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成21年 3 月 31 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

- 1 設立の届出があった政治団体

(1) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

ア 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届 出 年 月 日
21世紀政経調査会	梶原 弘徳	梶原 まみ子	熊毛郡南種子町中之下 1913-5	平成21年 1月5日
西之表新風会	梅原 久雄	長野 ミツコ	西之表市馬毛島1番地 1	平成21年 1月7日
楠元忠洋後援会	楠元 忠洋	楠元 るみ子	肝属郡錦江町田代川原 5710	平成21年 1月9日
永野和行後援会	江口 一男	坂本 敏	肝属郡肝付町後田2417 -1	平成21年 1月16日
上水流功後援会	折田 茂	上水流 セツ 子	始良郡湧水町北方565 番地1	平成21年 1月19日
上園くにまる後援会	上園 邦丸	上園 哲一	南さつま市加世田内山 田11746	平成21年 2月2日
井之上一弘後援会	井之上 一弘	今別府 昭夫	肝属郡南大隅町佐多伊 座敷3381-1	平成21年 2月4日
森山ふとし後援会	長濱 邦博	長福 節治	薩摩郡さつま町山崎73 番地1	平成21年 2月6日

2 異動の届出があった政治団体

(1) 政党の支部

政治団体の名称	異 動 事 項	新	旧	届 出 年 月 日
自由民主党鹿児島県 日置市区第一支部	会計責任者	町田 辰郎	坂口 鷹	平成21年 1月27日
自由民主党鹿児島県 第五選挙区支部	国会議員関係 政治団体の区分	法第19条の7第1 項第1号に係る国 会議員関係政治団 体	国会議員関係政治 団体以外の政治団 体	平成21年 1月28日
	公職の種類	衆議院議員		
自由民主党鹿児島県 マルイ支部	代表者	川畑 満英	高松 智興	平成21年 2月2日
自由民主党鹿児島県 遺族会支部	代表者	上村 祥子	尾辻 秀久	平成21年 2月2日
自由民主党鹿児島県 鹿児島市区・鹿児島 郡区第七支部	会計責任者	柴立 順子	長山 恒二	平成21年 2月13日
自由民主党与論町支 部	主たる事務所の 所在地	大島郡与論町茶花 2027-3	大島郡与論町茶花 242-1	平成21年 2月16日
	代表者	池田 三千彦	川畑 浩一	
	会計責任者	川畑 喜久実	阿多 健夫	
自由民主党鹿児島県 第四選挙区支部	国会議員関係 政治団体の区分	法第19条の7第1 項第1号に係る国 会議員関係政治団 体	国会議員関係政治 団体以外の政治団 体	平成21年 2月23日
	公職の種類	衆議院議員		

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	異 動 事 項	新	旧	届 出 年 月 日
---------	---------	---	---	--------------

竹ノ下光後援会	会計責任者	有村 實一	長谷 博	平成21年 1月15日
秀山会	国会議員関係 政治団体の区分	法第19条の7第1 項第1号に係る国 会議員関係政治団 体かつ法第19条の 7第1項第2号に 係る国会議員関係 政治団体	国会議員関係政治 団体以外の政治団 体	平成21年 1月20日
	公職の種類	参議院議員		
	公職の候補者 の氏名及び公 職の種類	尾辻 秀久, 参議 院議員		
橋口昌博後援会	代表者	上窪 正人	藤川 洋雄	平成21年 1月27日
	会計責任者	橋口 忠	外村 剛一	
西川かずひろ後援会	主たる事務所の 所在地	鹿児島市光山二丁 目22-5	鹿児島市下福元町 6557-41	平成21年 1月30日
西和会	主たる事務所の 所在地	鹿児島市光山二丁 目22-5	鹿児島市下福元町 6557-41	平成21年 1月30日
日本遺族政治連盟鹿 児島県本部	代表者	新田 久亀夫	尾辻 秀久	平成21年 2月2日
益山貞一郎後援会	主たる事務所の 所在地	肝属郡肝付町新富 908-1番地	肝属郡肝付町新富 242番地	平成21年 2月4日
上田ゆういち後援会	主たる事務所の 所在地	鹿児島市坂之上二 丁目21-58	鹿児島市下福元町 4071-1	平成21年 2月5日
	会計責任者	上田 恭子	藤田 照美	
しばたて鉄彦後援会	代表者	竹之下 伸一	仙田 淳一	平成21年 2月13日
	会計責任者	柴立 順子	長山 恒二	
鉄友会	会計責任者	柴立 順子	長山 恒二	平成21年 2月13日
上水流功後援会	主たる事務所の 所在地	始良郡湧水町木場 507番地5	始良郡湧水町北方 565番地1	平成21年 2月16日
鹿児島市医師連盟	代表者	鹿島 友義	市来 健生	平成21年 2月18日
九州南部たばこ販売 政治連盟鹿児島支部	主たる事務所の 所在地	鹿児島市天保山町 3番2号	鹿児島市天保山町 3番2号 村永方	平成21年 2月19日
下川かずひろ後援会	主たる事務所の 所在地	西之表市西之表 17591番地	西之表市西之表 17728-8	平成21年 2月23日

3 解散の届出があった政治団体

(1) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政 治 団 体 の 名 称	代表者の氏名	解 散 年 月 日
ひご笑子後援会	肥後 笑子	平成19年11月19日
石神友夫後援会	重原 郁夫	平成19年12月20日
水野昭信後援会	児玉 哲哉	平成20年1月21日
平進三郎後援会	平 進三郎	平成20年10月31日
大津正利後援会	中山 哲夫	平成20年12月29日
飛翔21	猿楽 克紀	平成20年12月31日
窪田さとの後援会	窪田 悟	平成20年12月31日
山木廣美後援会	盛 政志	平成20年12月31日
橋口孝子後援会	橋口 暎一	平成20年12月31日

寺脇幸一後援会	寺脇 幸一	平成20年12月31日
竹ノ下光後援会	有村 實一	平成20年12月31日
東かねぎ後援会	鶴留 敏夫	平成21年1月15日
加藤啓男後援会	加藤 啓男	平成21年1月19日
都市づくり研究会	鶴丸 明人	平成21年1月31日
すみれ会	大原 春江	平成21年1月31日

4 資金管理団体の指定の届出があった政治団体

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
梶原 弘徳	南種子町長	21世紀政経調査会	熊毛郡南種子町中之下1913-5	梶原 弘徳	平成21年1月5日

5 資金管理団体の異動の届出があった政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
西和会	主たる事務所の所在地	鹿児島市光山二丁目22-5	鹿児島市下福元町6557-41	平成21年1月30日

6 資金管理団体の指定の取消しの届出があった政治団体

指定の取消しの届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
梶原 弘徳	南種子町長	梶原弘徳後援会	熊毛郡南種子町中之下1913-5	徳永 春雄	平成21年1月5日
加藤 啓雄	喜界町長	加藤啓雄後援会	大島郡喜界町中里203-38	加藤 啓雄	平成21年1月20日
肥後 笑子	奄美市議会議員	ひご笑子後援会	奄美市笠利町大字万屋94番地3	肥後 笑子	平成21年1月23日

人事委員会規則

委託等地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

鹿児島県人事委員会委員長 上園淳

鹿児島県人事委員会規則第1号

委託等地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

委託等地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鹿児島県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表肝属地区介護保険組合の部を削り、同表肝属地区一般廃棄物処理組合の部中「肝属地区一般廃棄物処理組合」を「大隅肝属広域事務組合」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則及び公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

鹿児島県人事委員会委員長 上園淳

鹿児島県人事委員会規則第2号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則及び公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部改正）

第1条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（昭和63年鹿児島県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第4条中「調整手当」を「地域手当」に改める。

（公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正）

第2条 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年鹿児島県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「又はその日から1年以内の」を「及びその日後における最初の昇給日（に、「第33条」を「第31条」に、「第31条に定める昇給の時期に、昇給の場合に準じてその者の給料月額を調整し、又は当該期間の範囲内でその職務に復帰した日の翌日以後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮する」を「第29条に規定する昇給日をいう。）又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整する」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「給料月額の調整等」を「号給の調整」に、「前2項」を「前項」に、「これら」を「同項」に、「給料月額を調整し、又は昇給期間を短縮する」を「号給を調整する」に改め、同項を同条第2項とする。

第9条第1項中「給料月額」を「号給」に改め、同条第2項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

監 査 委 員 告 示

鹿児島県監査委員告示第1号

鹿児島県監査委員事務局規程の一部を改正する規程を次のように定めた。

平成21年3月31日

鹿児島県監査委員	西山芳久
同	橋口和博
同	鶴田志郎
同	桐原琢磨

鹿児島県監査委員事務局規程の一部を改正する規程

鹿児島県監査委員事務局規程（昭和61年鹿児島県監査委員告示第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第19号中「環境生活部」を「環境部」に改める。

第6条の表監査主幹の項の次に次のように加える。

主幹	上司の命を受け、監査等に関する事務を処理する。
----	-------------------------

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

公 安 委 員 会 告 示

鹿児島県公安委員会告示第176号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成21年3月31日

鹿児島県公安委員会委員長 尾前喜八郎

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CRモンスターパーティM70Z	株式会社竹屋	8P1302
ぱちんこ遊技機	CRAモンスターパーティS70Z	株式会社竹屋	8P1372
ぱちんこ遊技機	CRAおれは男だ！N-T	株式会社ニューギン	9P0066
ぱちんこ遊技機	CRAおれは男だ！N-T C	株式会社ニューギン	9P0068

ぱちんこ遊技機	CRレーザーシャトルFPK	株式会社藤商事	9P0161
回胴式遊技機	フンカデドン	株式会社トリビー	8S1196
回胴式遊技機	アイマジックX	株式会社パラジェーピ	8S1333
		ー	

鹿児島海区漁業調整委員会指示

鹿児島海区漁業調整委員会指示第20－4号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成21年3月31日

鹿児島海区漁業調整委員会会長 野村義也

- 1 鹿児島海区において、爆弾つりを禁止する。
- 2 次の地先海域及び区域において、アミのまき餌を禁止する。
 - (1) 南さつま市（平成17年11月6日現在における川辺郡金峰町の区域を除く。）、枕崎市、南九州市（平成19年11月30日現在における川辺郡知覧町の区域に限る。）の地先海域
 - (2) 指宿市長崎鼻と肝属郡南大隅町立目崎とを結ぶ線以北の鹿児島湾
 - (3) 肝属郡南大隅町立目崎から同町小立目崎までの間の地先海域
 - (4) 肝属郡南大隅町烏賊ノ浦わきから同町大崎までの間の地先海域
 - (5) 肝属郡南大隅町辺塚射撃場下の立神から境谷川（肝属郡南大隅町と肝属郡肝付町との境界）までの間の地先海域
 - (6) 志布志港燈台を14度、枇榔島山頂を92度に見る点を中心とする半径500メートルの円によって囲まれた区域
 - (7) 志布志港燈台を18度、枇榔島山頂を49度に見る点を中心とする半径1,000メートルの円によって囲まれた区域
 - (8) 肝属郡肝付町火崎小谷鼻から白瀬までの間の地先海域
 - (9) 肝属郡肝付町岸良津瀬島を中心に東西にそれぞれ500メートルの区域の地先海域
 - (10) 肝属郡肝付町船間涼松から戸崎までの間の地先海域
- 3 次の区域において、アミ餌の使用を禁止する。
 - (1) 肝属郡肝付町高崎と火崎とを結ぶ線と陸岸によって囲まれた区域（内之浦湾）
 - (2) 甕島沿岸（共同漁業権区域内）
- 4 指示の有効期間は、平成21年4月1日から平成24年3月31日までとする。

鹿児島海区漁業調整委員会指示第20－5号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成21年3月31日

鹿児島海区漁業調整委員会会長 野村義也

- 1 次の区域において、試験研究機関等が試験研究のために採捕する場合を除き、全長13センチメートル以下のマダイの採捕を禁止する。
 - (1) 指宿市長崎鼻と肝属郡南大隅町立目崎とを結ぶ線以北の鹿児島湾（以下「鹿児島湾」という。）
 - (2) 南さつま市（平成17年11月6日現在における川辺郡坊津町の区域に限る。）、枕崎市、南九州市、指宿市（鹿児島湾を除く。）及び肝属郡南大隅町（鹿児島湾を除く。）の地先海面
- 2 指示の有効期間は、平成21年4月1日から平成24年3月31日までとする。

鹿児島海区漁業調整委員会指示第20－6号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成21年3月31日

鹿児島海区漁業調整委員会会長 野村義也

- 1 平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間全長25センチメートル以下のヒラメの採

捕を禁止する。

- 2 1の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、ヒラメを採捕することができる。

(1) 試験研究機関等が試験研究のために採捕する場合

(2) 標識ヒラメ（鰭カット）を採捕し、かつ鹿児島県水産技術開発センターに送付する場合

- 3 2(1)の場合、当該年度分について翌年4月末日までに鹿児島海区漁業調整委員会に報告しなければならない。

また、2(2)の場合、鹿児島県水産技術開発センターは、当該年度分について翌年4月末日までに鹿児島海区漁業調整委員会に報告しなければならない。

内水面漁場管理委員会指示

鹿児島県内水面漁場管理委員会指示第20－2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、次のように指示する。

平成21年3月31日

鹿児島県内水面漁場管理委員会会長 四宮明彦

1 指示の内容

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、鹿児島県内水面漁場管理委員会が特に定めた水域で採捕したコイをその水域及び他の水域（河川、湖沼等）に放流してはならない。

なお、鹿児島県内水面漁場管理委員会は、当該水域について速やかに公表するものとする。

2 指示の期間

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

内水面漁場管理委員会告示

鹿児島県内水面漁場管理委員会告示第20－2号

コイヘルペスウイルス病のまん延防止にかかる平成21年3月31日鹿児島県内水面漁場管理委員会指示第20－2号（コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための指示）に基づく水域を次のとおり定める。

平成21年3月31日

鹿児島県内水面漁場管理委員会会長 四宮明彦

1 大淀川水系の鹿児島県区域の本流及び支流

2 肝属川水系の本流及び支流（ただし、高隈ダムから上流の区域は除く。）

3 思川水系の本流及び支流

4 川内川水系の鹿児島県区域の本流及び支流（ただし、十曾ダム及び清浦ダムから上流の区域は除く。）

5 天降川水系の本流及び支流

6 安楽川水系の鹿児島県区域の本流及び支流

7 和田川水系の本流及び支流

8 新川（鹿児島市）水系の本流及び支流

9 甲突川水系の本流及び支流

10 八房川水系の本流及び支流

11 神之川水系の本流及び支流

12 新川（指宿市）水系の本流及び池田湖を含む支流

県立病院局企業管理規程

県立病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年3月31日

鹿児島県立病院事業管理者 福元俊孝

鹿児島県立病院局企業管理規程第2号

県立病院局組織規程の一部を改正する規程

県立病院局組織規程（平成18年鹿児島県立病院局企業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項の表中

「	神経科部長	神経科診療等に関する事務	」を
「	第三精神科部長	神経科診療等に関する事務	」に改める。
	神経科部長		
	第一神経科部長		
	第二神経科部長		

第10条に次の1項を加える。

- 3 必要と認めるときは、前項の職の名称に主任を冠した職を本局及び病院に置き、その職にある者は、それぞれの上司の命を受け、担任業務を処理する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

.....

鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年3月31日

鹿児島県立病院事業管理者 福元俊孝

鹿児島県立病院局企業管理規程第3号

鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程（平成18年鹿児島県立病院局企業管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第10条第1号中「100分の25」を「100分の20」に改め、同条第2号中「100分の27」を「100分の22」に改め、同条第3号中「100分の18」を「100分の19」に改める。

別表第7イの表県立薩南病院の項を削る。

別表第7ウの表中「県民健康プラザ鹿屋医療センター」を「県立薩南病院」に改める。

別表第7エの表県民健康プラザ鹿屋医療センターの項中

「	副院長	」を	「	院長	」に
				副院長	

改め、同表県立大島病院の項中「薬局長」を削り、「総看護師長」を「事務次長」に、「事務次長」を「総看護師長」に改め、同表県立始良病院の項中

「	事務長	」を	「	事務長	」に
				薬局長	

改め、同表県立薩南病院の項中「院長」を削り、

「	総看護師長	」を	「	総看護師長	」に
				臨床検査技師長	
				診療放射線技師長	

改める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

鹿児島県立病院事業職員の給与の特例に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年 3 月31日

鹿児島県立病院事業管理者 福元俊孝

鹿児島県立病院局企業管理規程第 4 号

鹿児島県立病院事業職員の給与の特例に関する規程の一部を改正する規程

鹿児島県立病院事業職員の給与の特例に関する規程（平成20年鹿児島県立病院局企業管理規程第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条及び附則第 2 項中「平成21年 3 月31日」を「平成22年 3 月31日」に改める。

附 則

この規程は、平成21年 3 月31日から施行する。